

横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

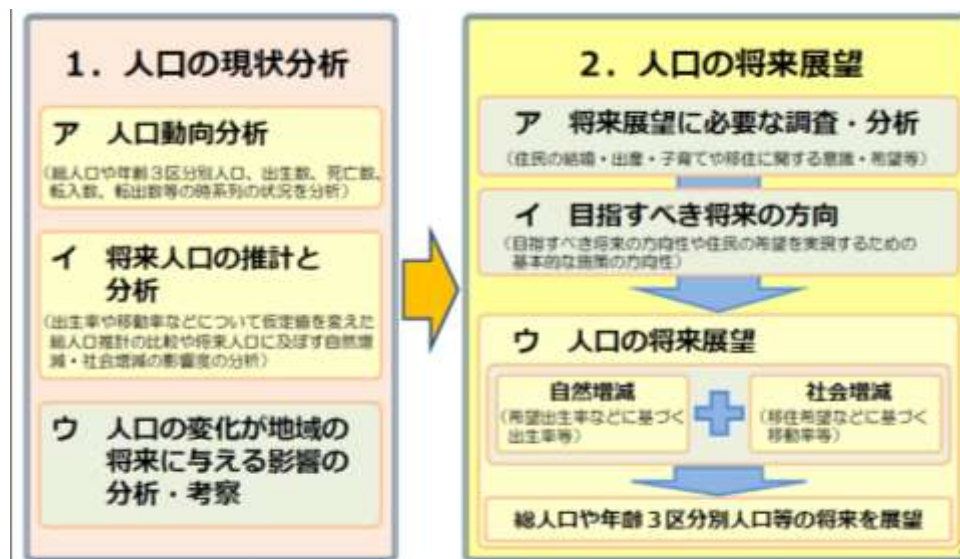
1 策定の目的

急激な人口減少、少子高齢化がもたらす負の影響を予測した上で、将来にわたって活力ある地域経済・社会をつくるため、まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえて「横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）を策定します。

2 策定の内容

(1) 横須賀市人口ビジョン

総合戦略を策定する上での基本的視点を示すものとして、本市の人口動向、将来推計および人口の変化が地域の将来に与える影響を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「横須賀市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」）を策定します。



(2) 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョンを踏まえ、本市の最大の課題が人口減少であるとの認識に立ち、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化に資する施策を示します。

3 対象期間

(1) 横須賀市人口ビジョン

平成 72 年（2060 年）までとします。 ※国の長期ビジョンの期間

(2) 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）まで （5 カ年）

4 策定に当たっての基本的方向性

- (1) まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえ、人口減少が地域経済、社会に及ぼす影響、課題に対して一体的に取り組むものとしします。
- (2) 策定に当たっては、国の総合戦略が定める政策分野（4つの基本目標）を検討の柱とし、「政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）」の趣旨を踏まえ、本市の実情に応じた5カ年の目標や施策の基本的方向、地域の特色や資源を生かした具体的な施策を検討します。

【国の総合戦略が定める政策分野（4つの基本目標）】

- ①地方における安定した雇用を創出する
 - ②地方への新しい人の流れをつくる
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- (3) 複眼的な思考をもって戦略の策定を進めます。
- ①積極戦略：人口減少に歯止めをかけるための戦略（転入促進、転出抑制、出生率の向上など）
 - ②調整戦略：人口減少に即した戦略（まちのコンパクト化など）
- (4) 総合戦略を効果的・効率的に推進していくために、策定段階から幅広い年代、市民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学労言）などさまざまな分野の方々の参加・協力を得て、広く関係者の意見を反映していきます。

5 総合戦略の構成

まち・ひと・しごと創生法第10条第2項の規定により次のとおりとします。

(1) 基本目標	策定する人口ビジョンを踏まえた上で、4(2)に掲げた政策分野ごとに5年後の基本目標を設定します。その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標とします。
(2) 講ずべき施策に関する基本的方向	(1)に定める基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載します。
(3) 具体的な施策と客観的な指標	(2)に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載します。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定します。

【国が示している地方版総合戦略の骨格の具体例】

(例) 《基本目標》 本県への新しい人の流れをつくる

- 数値目標**
- ・ 県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇増加
 - ・ 県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

(1)
基本目標

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

(2)
基本的方向

《具体的な施策と重要業績指標（KPI）》

(ア) 本県への移住の促進

① 移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績指標（KPI）：センターを通じた移住者数
〇〇件（5カ年分の累計）

- (具体的な事業)
- ・ 移住・交流相談促進事業
 - ・ 〇〇〇〇事業

② 空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績指標（KPI）：空き家バンクに情報提供した市町村数
〇〇市町村（5カ年分の累計）

- (具体的な事業)
- ・ 空き家バンク活用促進事業
 - ・ 〇〇〇〇事業

(イ) 企業の地方拠点強化・企業等における地方採用・就労枠の拡大

① サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績指標（KPI）：県内でテレワークを導入する企業数
〇〇社

- (具体的な事業)
- ・ テレワーク実証実験事業
 - ・ 〇〇〇〇事業

(ウ) 大学等の活性化

① 地元大学への進学促進

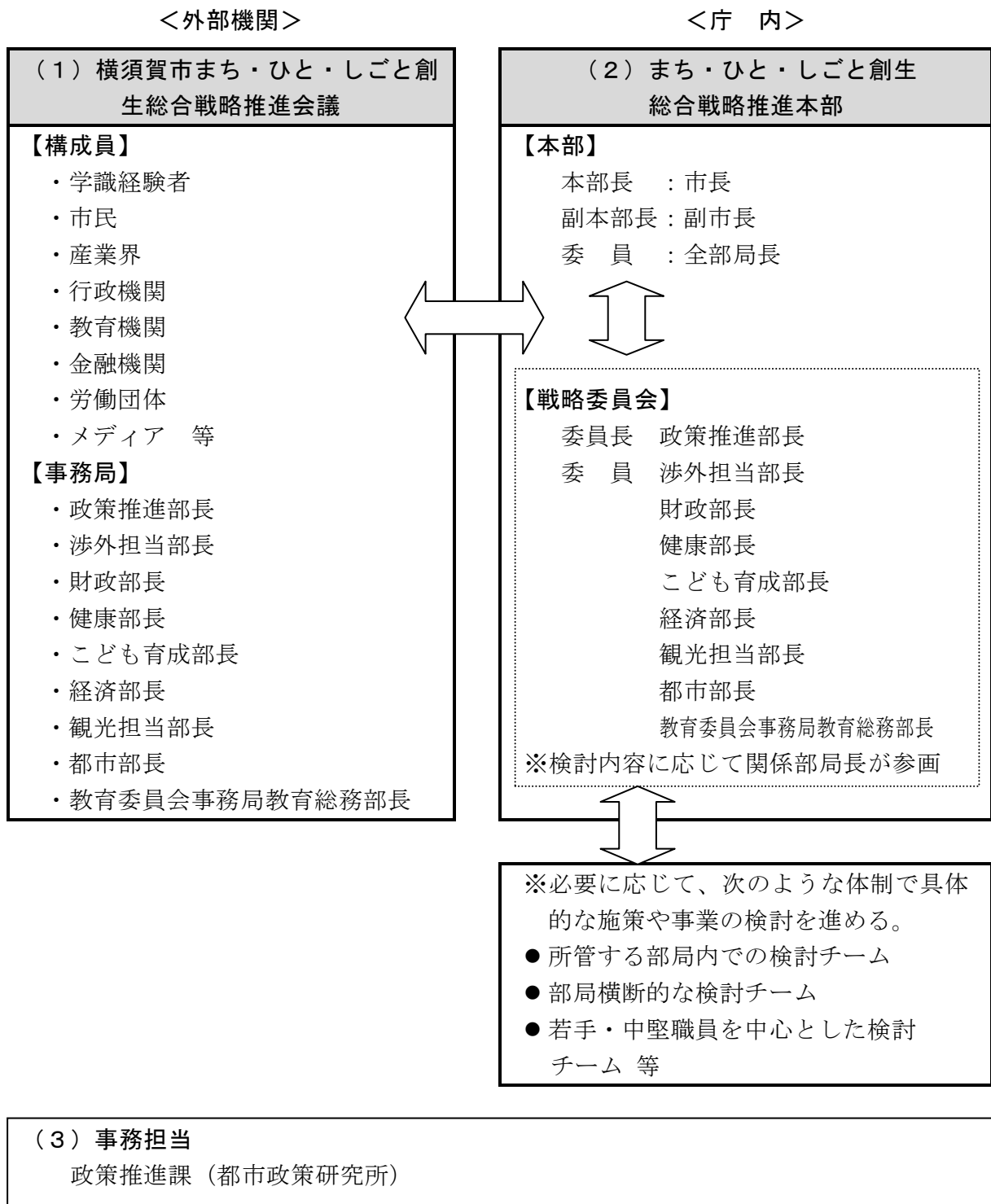
県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取り組みを支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

重要業績指標（KPI）：自県大学進学者の割合 〇〇%

- (具体的な事業)
- ・ 高校と大学との交流促進事業
 - ・ 〇〇〇〇事業

(3)
具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

6 策定体制



(1) 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

- ア 設置目的 総合戦略の方向性や具体的な施策・事業案について、広く意見を聴取し、総合戦略に反映する。
- イ 設置根拠 要綱による設置
- ウ 構成 学識経験者、市民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等 27人

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

庁内体制として、市長を本部長とする全部局長からなる推進本部を設置し、庁内横断的な取り組みとします。

また、総合戦略の中心となる施策の関係部局長からなる戦略委員会を設け、具体的な施策の検討を行います。

(3) 事務担当

政策推進課（都市政策研究所）が担当します。ただし、戦略を推進するための具体的な事業の選定、各部との調整にあたっては、財政課と協同して行います。

7 効果の検証・総合戦略の見直し

総合戦略を着実に実施していくとともに、PDCAサイクルに基づき、実施した施策・事業の効果を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築します。

その際、効果検証の妥当性・客観性を確保するため、外部有識者等を含む検証機関を設置することとします。

総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての市議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改定することとします。

8 策定スケジュール（予定）

時期	市議会	事務局	推進会議
4月		推進本部設置	
5月		戦略委員会等による 庁内検討	
6月	第2回定例会		第1回推進会議（3日） 現状の共有（人口・しごと・ 定住）
7月			第2回推進会議（23日） 施策の方向性（しごと・定住） 現状の共有（出産・子育て・ 人口減少社会への対応）
8月			第3回推進会議（20日） 施策の方向性（出産・子育て・ 人口減少社会への対応）
9月	第3回定例会	人口ビジョン・総合戦略 骨子案の提示	第4回推進会議（28日） 施策の方向性 総合戦略骨子案の概要
10月		骨子案に対するパブリック・ コメント手続きの実施	
11月			
12月	第4回定例会	総合戦略案の提示 検証機関の設置（条例設置）	第5回推進会議（17日） 具体策について
1月		地方創生先行型事業の事業 効果検証	
2月			
3月	第1回定例会	総合戦略の策定 地方創生先行型事業の効果 検証結果の国への報告	

《参考》

まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。